

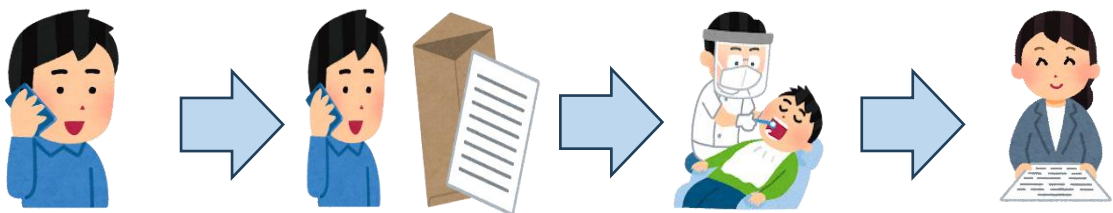
愛知県以外で受診する場合

【受診方法】

- ・ 健診は、岐阜・三重・静岡の歯科医師会会員の診療所のみ受診可能です。
- ・ 受診される際は、事前に受診可能な歯科医院へ「東海地区石油業健康保険組合の歯科健診を受診したい」と事前に予約をしてください。
- ・ 受診可能な歯科医院については、東海4県歯科医師会サイトでご確認ください。
(<https://aichi8020.net/checkup-tokai/>)
- ・ 予約後、当健康保険組合へご連絡いただき、「受診券^{※1}」と「歯科健康診査票」を入手し、「歯科健康診査票」の氏名・生年月日・問診等必要事項を記入してください。
- ・ 受診当日は、「受診券」と「歯科健康診査票」、及び「資格確認のできるもの（健康保険証^{※2}・マイナ保険証・資格確認書のいずれか）」をご持参ください。
- ・ 受診後、健診結果として「歯科健康診査票」をお受け取りください。
- ・ 治療等が必要な場合、受診当日に治療は可能ですが、その治療費は保険診療の自己負担が発生します。詳しくは、歯科医院で説明を受けてください。

(※1：「診療所型歯科健診のお知らせ【受診券】」用紙です。)

(※2：「健康保険証」は2025年12月1日まで有効です。)



事前にご自身で「東海地区石油業健康保険組合の歯科健診を受診したい」と予約をする

予約後、健保組合へ連絡し「受診券」と「歯科健康診査票」を入手し、必要事項を記入

「受診券」と「歯科健康診査票」、及び「マイナ保険証などの資格確認のできるもの」を持参して健診を受診する

受診後、「歯科健康診査票」を受取る



【問い合わせ先】

東海地区石油業健康保険組合

電話番号：052-321-3110

